



潮来市役所 秘書課（〒311-2493 潮来市辻626） ☎0299-63-1111

新型コロナウイルス感染症 支援策特別号

広報いたご情報版 臨時号 Vol.3 令和2年7月31日(金) 発行

市民の皆様へ

はじめに、市民の皆様におかれましては、冷静に行動され、感染防止に努めていただいておりますことに、心から御礼と感謝を申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の発症が、東京都を中心に広がりを見せつつあるなか、茨城県でも発症例が確認され、7月3日に県のコロナ対策指針「茨城版コロナNext(ネクスト)」において、ステージ1からステージ2の「感染が概ね抑制できている状態」に強化されております。

茨城県では新型コロナウイルス感染者が発生した際に接触可能性がわかるシステム「いばらきアマビエちゃん」の運用が始まっております。このシステムは感染防止に取り組んでいる事業者を応援するとともに、感染者が発生した場合にその感染者と接触した可能性がある方に対して注意喚起の連絡をすることで感染拡大の防止を図ることが出来るシステムとなっておりますので、積極的な活用をお願いいたします。

本市といたしましても、地域の社会経済構造そのものを将来の感染症リスクに対しても強靱なものへと促進し、市民の皆様を含め事業者の皆様に対しまして、有効で効果的な支援を進めてまいります。

私たちの身の回りにウイルスは確実に存在しております。ひとたび気を緩めウイルスへの警戒、感染予防を怠った途端、一気に感染が広がります。これがウイルスの最も怖いところです。3つの密を避ける取り組みの実践や新しい生活様式を続けていくことで、最悪の事態は回避できると私は信じております。

潮来市としましても、感染症拡大の防止と市民の皆様の安心・安全をお守りするとともに、一日も早くこの事態が終息し、平穏な日常生活が戻るように全力を尽くしてまいります。

市民の皆様におかれましては、引き続き、ご不便をおかけいたしますが、一人ひとりが御自分、そして御家族を守るための対策を実行し、潮来市が一丸となってこの脅威を乗り切るために、共に備え、共に頑張らしましょう。

令和2年7月31日

潮来市長 原 浩道

水郷潮来プレミアム商品券 発売のお知らせ

市内消費による地域経済の活性化を目的に、プレミアム率**30%**の「水郷潮来プレミアム商品券」を発行します。

また、加盟店が換金する際に**5%**のプレミアム分を上乗せし、ダブルで支援をおこなう事業となります。

購入価格 1セット：10,000円（13,000円分）

**購入可能
セット数** 市民1人：1セット購入可能
（4人世帯の場合、4セット購入可能）

販売開始 8月下旬に引換券を各世帯宛てに送付（予定）
9月頃に市内郵便局で販売を開始（予定）

※ 利用可能店舗や正式な販売時期・方法などの詳細は決定次第、随時お知らせいたします。

問 申 観光商工課 観光商工グループ
☎63-1111 内線241～243

潮来市高齢者応援事業 商品券配付のお知らせ

新型コロナウイルス感染症のため、中止せざるを得なかった敬老会の代わりに、敬老のお祝いと高齢者の皆さんと地元商店を元気づけることを目的に、市内の商店で利用できる商品券を配付します。

対象者 市内75歳以上の高齢者

配布額 2,000円（1人あたり）

配布方法 9月頃に対象者へ郵送（予定）

問 申 高齢福祉課 高齢福祉グループ
☎63-1111 内線120・121

ひとり親世帯臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

対象者 令和2年度に18歳に達するまでの間にある児童（一定の障がいがある児童は20歳まで延長される場合があります。）を監護しており、以下の要件のいずれかに該当する方。

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したことにより、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円追加

申請方法 要件①の方 申請不要 対象者にお知らせを送付しました。※辞退する場合は要届出
要件②③の方 申請が必要となります。

申請書に必要事項記入の上、必要書類を添付して子育て支援課まで提出（申請書は、市ホームページ又は子育て支援課にも備えてあります。）

申請期間 8月5日(水)～令和3年1月29日(金)まで 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時まで

必要書類 ・戸籍謄本又は抄本（児童扶養手当の認定を受けている方は省略可）
・簡易な収入（見込額）の申立書
・②の方は平成30年中の収入額がわかる書類（H31課税証明、H30源泉徴収票など）
・③の方は令和2年2月以降の任意の1ヶ月分の収入額がわかる書類
・その他、必要に応じて書類を求める場合があります。

その他 ①②の方で新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した方は、【追加給付】1世帯：5万円が支給されます。（要申請・詳細はお問合せください）

問 申 子育て支援課 子育て支援グループ ☎63-1111 内線386・388

潮来市持続化給付金支援事業

国の持続化給付金の対象外となっている市内中小企業及び個人事業主を支援するため、対象となる事業者には支援金を支給します。

対象者 市内中小企業・個人事業主において、対象月とする1ヶ月の売上が、前年度同月比で30%以上50%未満減少している事業者

給付額 1事業者につき：10万円（一律）

※ 申請開始時期や詳細などについては決定次第、随時お知らせいたします。

問 申 観光商工課 観光商工グループ
☎63-1111 内線241～243

TSUNAGO バス旅応援事業

市民のみなさんの外出機会を創出し、地域経済の活性化を図るため、市内バス事業者の貸切バス借り上げ料への支援をします。

対象者 市内バス事業者の貸切バスを利用する団体、グループ等
※行先は茨城県内、日帰りに限る
給付額 バス借り上げ料の1/2の額
上限：60,000円

問 申 企画調整課 企画調整グループ
☎63-1111 内線211・212

新たな潮来市独自の支援メニュー 是非ご活用ください！

いばらき アマビエちゃん



ご利用方法など詳しくは
ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登録にご協力をお願い致します。

ご利用方法

事業者の方へ



県民の方へ



いばらき アマビエちゃんとは？

「いばらきアマビエちゃん」はガイドラインに沿って感染防止に取り組んでいる事業者を応援するとともに、感染者が発生した場合にその感染者と接触した可能性がある方に対して注意喚起の連絡をすることで、感染拡大の防止を図ることを目的としたシステムです。

感染拡大防止のため登録にご協力をお願いいたします。

※店舗名が特定されたり、個人のプライバシーが漏れることはございません。

茨城県 産業戦略部中小企業課
お問い合わせ TEL.029-301-5472

潮来市公式

LINE@

はじめました。

潮来市のお知らせや

イベント情報を配信♪

友達登録はこちら→→→
(ID 検索: @itako082236)



個人向けの主な支援について

支援策	支援の概要	問合せ先
給付金関係		
特別定額給付金 申請期限：8月18日	全国民に所得制限なしで10万円を給付 感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援をおこなう	潮来市 社会福祉課 63-1111 内線 390・391
臨時特別給付金 (子育て世帯)	平成16年4月2日～令和2年3月31日に出生した児童1人につき1万円を臨時給付(所得制限あり) ※現在、公務員の方の申請を受付中。	潮来市 子育て支援課 63-1111 内線 386・388
臨時特別給付金 (ひとり親世帯)	1世帯5万円(第2子以降1人につき3万円加算)等 (対象等、詳細は表面参照) 申請：8/5～	潮来市 子育て支援課 63-1111 内線 386・388
TSUNAGO バス旅応援事業	市内バス事業者の貸切バスで県内の日帰り旅行等をおこなう団体へバス借上料の1/2の額(上限6万円)を支援 【市独自】 (表面参照)	潮来市 企画調整課 63-1111 内線 211・212
地域パートナーシステム TSUNAGU タクシー	利用可能店からご自宅へタクシーでデリバリー！ 配送料300円 2,000円以上の注文で利用可 【市独自】	潮来市 観光商工課 63-1111 内線 241～243
市税や保険料の納付が難しくなったとき		
市税や保険料に対する 猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難となった方への徴収猶予 (要申請・相談) ※猶予とは納付期限を延期するものです	潮来市役所 63-1111 (市税・国保税について) 税務課 内線 133・137 (国民年金・後期高齢者医療について) 市民課 内線 122・123 (介護保険について) 高齢福祉課 内線 121
国保税や保険料に対する 減免制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった場合の減免 (要申請・相談)	

事業者向けの主な支援について

支援策	支援の概要	問合せ先
売上が減った時		
持続化給付金	【売上▲50%】売上が減少した中小企業に200万円 個人事業主に100万円を給付(金額は上限)	中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183
潮来市持続化給付金 支援事業	【売上▲30%以上50%未満】 【市独自】 売上が減少した事業者へ一律10万円を給付	潮来市 観光商工課 63-1111 内線 241～243
事業継続応援給付金	あやめまつり中止等で売上げが減少した市内業者 (飲食・遊覧・ホテル等)に10万円給付 【市独自】	潮来市 観光商工課 63-1111 内線 241～243
中小企業事業継続 応援貸付金 (県と市による協調貸付) 負担割合 県：3/4 市：1/4	県・潮来市・潮来市商工会の連携事業 【売上▲50%】売上が減少し、公的融資や民間金融 機関からの借入が困難な中小企業などへの貸付 貸付限度額：200万円(無利子・無担保)	潮来市商工会 94-6789 潮来市 観光商工課 63-1111 内線 241～243
市税の納付が難しくなったとき		
徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難となった方への徴収猶予 (要申請・相談) ※猶予とは納付期限を延期するものです	潮来市 税務課 63-1111 内線 131・137～139
固定資産税等の軽減 (令和3年度課税分)	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった場合の軽減 (要申請・相談)	潮来市 税務課 63-1111 内線 135・136

その他の支援策や新型コロナウイルス感染症に関連する情報はこちらでご確認ください →



【お知らせ】 酸性電解水の配布は、消毒液の品薄状態が解消されたため、7月31日(金)で終了となります。